

個人・世帯向けの主な支援

令和5年4月1日時点

給付

感染の疑いなどで無給や減給になった	国民健康保険・後期高齢者医療制度の傷病手当金	新型コロナウイルスに感染または感染が疑われたため、仕事を休み、無給や減給になった人に対し、傷病手当金が支給される場合があります。
休業中に賃金(休業手当)を受けられなかった	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	事業主の指示を受けて休業(休業手当の支払いなし)した中小企業の労働者に対し、 1日あたり11,000円を上限に支給 します。

お住いの市町村
(組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター
☎ 0120-221-276

減免・猶予

納税が難しい	納税の猶予	新型コロナウイルス感染症の影響により、一時的に納税ができない場合は、原則として1年以内の期限に限り、納税を猶予する制度があります。
国民健康保険料(税)などが払えない	国民健康保険料(税)などの減免・納付の猶予	一定程度収入が下がった場合など、保険料(税)の減免や納付猶予を受けられることがあります。(滞納により資格証明書をお持ちの人が帰国者・接触者外来を受診する場合も、窓口負担に公費適用があります)

国税:各税務署
県税:各県税事務所
市町村税:各市町村

お住まいの市町村
(組合員は国保組合、後期高齢者医療制度は後期高齢者医療広域連合)

住まい

家賃が払えない(民間賃貸など)	住居確保給付金	休業などによる収入減少で住居を失う恐れのある人に対し、家賃相当額(上限あり)を支給します。 支給期間 原則3カ月(最長9カ月)
家賃が払えない(県営住宅の人)	家賃の減額・支払いの猶予	収入が著しく下がった場合、家賃の 1/4から3/4を減額 、または入居者の事情に応じて支払いを猶予します。
解雇などにより住居から退去しなければならない	県営住宅などの一時提供	提供期間 最長2年(6カ月ごとの更新) 家賃 入居する住宅家賃の1/2

お住まいの市または県(町村を所管)の自立相談支援機関

福岡県住宅供給公社の各管理事務所